

競争入札参加資格審査申請要領

高知県が令和6年度から令和8年度までに発注する物品の購入（製造を含む。）、サービス（清掃、警備、設備保守管理を除く。）の契約に係る競争入札に参加を希望する事業者は、この要領により関係書類を提出してください。

競争入札参加資格者登録名簿に登録されると、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格が得られますが、自動的に又は直ちに指名や発注があるという制度ではありませんので、ご注意ください。なお、この名簿については、高知県情報公開条例に基づき公開します。

登録は一事業者一登録のため、同一事業者による複数の申請、登録はできません。

指名競争入札に参加させようとする者の指名にあたり、登録された事業者（以下「登録事業者」という。）のうち取扱業者の中に県内事業者（高知県内に本支店又は営業所がある者を含む。以下同じ。）と県外事業者（県内事業者以外の登録事業者。以下同じ。）がある場合にあっては、県内事業者育成の見地から、原則として県内事業者を優先します。

また、平成17年10月から実施している「物品電子調達システム」（以下「電子調達」という。）へは、県外事業者は参加できません。（電子調達についての詳細は、高知県総務事務センターホームページ内（アドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/buppinn-denssityoutatu.html>）内に掲載しています。）

1 資格審査を申請できない事業者

- (1) 資格審査事項（営業概要書（第2号様式）に記載する内容）が次のアからエまでの全てに該当している者
 - ア 営業年数 1年未満
 - イ 従業員数 5人未満
 - ウ 直前の1事業年度分の販売（製造）実績高（千円未満切捨て） 5,000千円未満
 - エ 自己資本額（千円未満切捨て） 10,000千円以下
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 審査基準日（申請月の前月の初日）の前日までに納期限の到来した都道府県税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者を除く。）
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者及び新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けている者を除く。）
- (8) 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っていることの申告、新規事業者で特別徴収義務者として今後特別徴収を行うことの誓約又は特別徴収義務者となった場合に特別徴収を行うことの誓約のいずれも行わない者
- (9) 次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるもの
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - ウ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- ケ 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- コ 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 資格有効期間

登録の日から令和9年3月31日まで。

3 受付期間

令和6年4月1日（月）から随時受け付けます。持参の場合の受付は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日）の午前8時30分から正午、午後1時から5時15分までの間に行います。

なお、登録日は申請書を受理した月の翌々月の初日になります。

4 提出書類

別紙「資格審査申請に必要な提出書類」のとおり。

5 提出方法

(1) 電子申請

高知県電子申請サービス (https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay) から申請してください。

電子申請で添付した書類の郵送は必要ありません。

(2) 郵送又は持参

下記6の提出先に郵送又は持参してください。（電子メールでの提出は受け付けしません。）

※持参による場合、対面での書類審査は行いません。不備等あった場合は、後日電話にてご連絡します。

6 申請書の提出及び問い合わせ先

高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号

電話 088-823-9788（直通） F A X 088-823-9266

メールアドレス 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

7 名簿登載の項目

- (1) 商号又は名称、代表者職氏名
- (2) 郵便番号、電話番号、F A X番号、住所
- (3) 営業種目
- (4) 本店・支店・営業所等の郵便番号、電話番号、住所、その他特記事項

8 申請書等の記載上の注意事項

申請書等の記載にあたっては、下記の事項をよく読んで、誤りや記載漏れがないように正確に記入してください（郵便番号、日付け及びフリガナも必ず記入してください）。

書類の訂正は二重線を引き、その上段に記載してください。

修正液、修正テープは使用しないでください。

提出した申請書等の控えを必ずとるようにしてください。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

ア 「申請者」は、法人の場合は本店代表者、個人の場合は本人になります。

イ 「記入担当者」は、申請書の記載事項に関する県からの問い合わせに答えられる方を必ず記載してく

ださい。

ウ 「登録事業所」の欄は、高知県と取り引きする事業所（本店、支店等）について記載してください。ただし、支店、営業所等で登録する場合は、取り引きする権限（委任状に記載されている全ての事項）が委任されていることが必要です。

「営業種別」は、**営業種目一覧表（第4号様式）から主とする業種を1種のみ選び、番号と種別名を記載してください（営業種別を1種としているのは、競争入札参加資格者登録名簿の整理上の都合によるものであって、競争入札の参加の範囲を限定するものではありません。）**。ただし、**営業種別番号21「印刷」は印刷機械設備を所有し、自社で印刷を行える者に限ります。**

エ 高知県内にある事業所の住所等

申請者及び登録事業所が高知県外であって、高知県内に支店、営業所等がある場合は、必ず記載してください。ただし、複数の事業所がある場合は、主たる事業所のみ記載してください。

この欄に記載があり、かつ、高知県税の納税証明書の提出がある場合は、県内事業者として取り扱います。

(2) 営業概要書（第2号様式）

審査基準日（申請月の前月の初日）現在の状況を記載してください。

ア 営業年数

審査基準日の前日までの営業年数を記載してください（1年未満は、切捨てとします。）。

「創業」の時期は、個人経営から同じ業種の法人組織に変更した場合は個人営業開始年月を、個人の方で営業の同一性を失うことなく家業相続を行っている場合は相続前の創業年月を記載してください。

「現組織への変更」は、個人営業を法人に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等法人格の変更の日を記載してください。

イ 従業員数

審査基準日の前日における本店、支店等組織全体の従業員数（アルバイト及びパートタイムを除く。）を記載してください。個人の場合は、事業主も含めた人数、特定非営利活動法人の場合は、常勤の理事及び常勤のアルバイト等の従業員を含めた全ての人数を記載してください。

ウ 販売（製造）実績高

審査基準日直前1年間の販売（製造）実績を記載してください。

6月決算の法人については、2期分の合算をもって1年とします。

エ 自己資本額

法人の場合は審査基準日直前の事業年度の決算における純資産の額を、個人の場合は次年繰越しの純資本の額を記載してください。

(3) 委任状（第3号様式）

指定様式の委任状に記載されている権限は、全て委任するものとし、一部委任は認められません。

ただし、「代金の請求並びに受領に関する件」のうち、受領に関しては委任しないことも可能ですので、その場合は、「並びに受領」の記載を二重線で抹消してください。

(4) 営業種目一覧表（第4号様式）

希望する販売物等に○印を付けてください。

申請者名（法人の場合は団体名、個人の場合は本人氏名）を必ず記載してください。

許認可等が必要な営業種目については、許認可証等の写しを添付してください。添付されていない場合は、営業種目が登録されない場合があります。

なお、一覧表は、該当のない頁も含め、6枚全て提出してください。

※許認可等（例示）欄の例示の変更、具体的な物品名等の記載はしないでください。

今回から営業種目一覧表記載の営業種別「衛生管理関連サービス」、営業種目「浄化槽メンテナンス」を削除することとしました。「浄化槽メンテナンス」について登録を希望される方は、下記にご確認のうえ、別途手続きを行ってください。

○問い合わせ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総務部管財課庁舎管理担当

電話：088-823-9322 ファックス：088-823-9254

メール：110801@ken.pref.kochi.lg.jp

9 審査結果の通知

高知県会計管理局総務事務センターのホームページへ競争入札参加資格者登録名簿を掲載し（申請書を受理した月の翌々月の第一開庁日）、これをもって審査結果の通知とします。（資格者登録名簿に登録しない旨の決定をした場合を除く。）

※決定通知書等の発行はありません。

10 電子調達の参加申し込み

(1) 電子調達の参加を希望される方は、別途「物品電子調達参加申込書」の提出が必要ですが、参加申込みの前提として「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に県内事業者として登録されていることが必要です。

(2) 電子調達への参加申込については、令和6年4月1日から随時受け付けます。なお、持参による受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日）の午前8時30分から正午、午後1時から5時15分までです。

毎月20日までに受け付けし、登録が完了したものについて、翌月の第一開庁日から参加可能となります。

(3) 申請様式等詳細については、高知県総務事務センターホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>) を参照してください。

11 その他

(1) 申請書類及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成してください。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

ウ 申請書及び添付書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記入してください。

※外国会社が申請する場合は、当該外国会社が日本における代表者を定めて登記をすることが必要です。（外国会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものです。）

詳細は、法務省のホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00275.html) をご覧ください。

(2) 一般競争入札として公告された入札に参加を予定している場合は、申請書第1号様式の欄外（電子申請の場合は、手続き申込：申込の9備考欄）に、公告日、入札件名及び入札日を記入するとともに提出時にその旨を申し出てください。

なお、暴排条例に基づく高知県警察本部への排除措置対象者の該当性に係る照会を含め審査には約3週間（土日祝祭日を除く営業日を数えて約21日間）の期間を要します。申請書の提出が遅れると、入札日までに登録が間に合わない場合がありますので、審査期間を考慮のうえ、入札に間に合うように申請してください。

(3) 申請書の記入事項が未記入又は記入事項に不明な点があるもの及び添付すべき書類が不備又は未添付のため審査できない場合は、資格の登録を行いません。

書面への記入及び書類の添付に当たっては、提出前に点検を行い、適正な書類の提出を行ってください。

(4) 別紙「資格審査申請に必要な提出書類」に記載している書類はA4版で提出してください。

(5) 提出された納税証明書については、発行した税務署又は県税事務所に確認する場合があります。

(6) 提出された個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書は、高知県税務課を経由して、高知県内市町村に提供されます。

(7) 登録後に、商号、代表者、住所等が変更になった場合には、直ちに「変更届（第10号様式）」を提出してください。

なお、変更届が提出されるまで、資格者登録名簿の変更は行われませんので、ご注意ください。